川崎市告示第590号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第５５条の３第１号の規定に基づき告示します。

令和８年１０月２７日

川崎市長　　福　田　紀　彦

令和８年度　施術（ あん摩・マッサージ ）　の部　　指定 （新規・開設）

指定番号	指　定 年 月 日	名　　称 開　設　の　場　所	施術者指名
川－４７１４	令和8年8月4日	訪問鍼灸按摩アットウォーミー川崎 宮前区有馬８丁目２８－２７	小掠　詠理

令和８年度　施術（ はり・きゅう ）　の部　　指定 （新規・開設）

指定番号	指　定 年 月 日	名　　称 開　設　の　場　所	施術者指名
川－７４０８	令和8年8月4日	訪問鍼灸按摩アットウォーミー川崎 宮前区有馬８丁目２８－２７	小掠　詠理